

再生可能エネルギー等導入推進基金により実施した事業において設備の設計が不適切

3件 不当金額(支出) 6091万円

(前年度 3件 3305万円)

1 基金事業の概要

再生可能エネルギー等導入推進基金は、環境省が都道府県及び政令指定都市に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を交付して造成させたものである。

都道府県及び政令指定都市は、交付要綱等に基づき、基金を財源として、地震等の災害時に防災拠点となる施設等(以下「防災拠点施設等」)に太陽光発電設備、蓄電池設備等を設置するなどの事業(以下「基金事業」)を自ら実施するほか、基金事業を実施する市町村等(基金事業を実施する者を「事業主体」)に対して、基金を取り崩して補助金(都道府県及び政令指定都市からの補助金を「基金補助金」)を交付している。交付要綱等によれば、基金事業により設置される太陽光発電設備等は、地震等の災害等が発生して電力会社から供給される商用電力が遮断された際に、防災拠点施設等において必要とされる最低限の機能を維持することを目的とすることとされている。

2 検査の結果

3事業主体において、太陽光発電設備又は蓄電池設備の設計が適切でなかったため、災害等により商用電力が遮断された際に防災拠点施設等の機能を確保するために必要な電力量又は電力が確保されていないなどしていたり、蓄電池設備の基礎の設計が適切でなかったため、地震時における安全性が確保されていない状態となっていたりしていた。したがって、取り崩された基金計6091万円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

<事例>

広島県尾道市は、災害時に避難所として利用するスポーツセンターの屋上等に、太陽光発電設備、蓄電池設備等を設置する工事を工事費4369万円(基金補助金4369万円、国庫補助金相当額同額)で実施していた。同市は、蓄電池設備等の設計に当たり、屋上にコンクリート造りの設備基礎を築造することとし、設備基礎と主要構造躯体が一体化しており、設備基礎と蓄電池設備を固定すれば地震時における蓄電池設備の安全性が確保されるとして、施工していた。

しかし、設備基礎は屋上に据え置かれているだけの状態になっており、設備基礎と主要構造躯体とは一体化していなかった。このため、水平地震力を主要構造躯体に伝達する方法は、設備基礎底面の摩擦のみとなっていた。そして、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」によれば、この方法が適用できるのは設計用水平震度が1.0以下の場合のみであるのに、同市は、この確認を行っていなかった。

そこで、この方法を適用できるか確認したところ、設計用水平震度は1.8となり、1.0を上回っていた。このため、この方法を適用できず、地震時における蓄電池設備等の安全性が確保されていなかった。

したがって、太陽光発電設備等のうち、設備基礎、蓄電池設備等(工事費相当額2933万円、国庫補助金相当額2933万円)は、設備基礎の設計が適切でなかったため、地震時における安全性が確保されていない状態となっていた。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	実施年度	基金使用額	左に対する国庫補助金等交付額	不当と認める基金使用額	不当と認める国庫補助金等相当額
環境本省	石川県	珠洲市	再生可能エネルギー等導入推進基金	平成27	円 5630万	円 5630万	円 1144万	円 1144万
同	同	羽咋市	同	28	4245万	4245万	2013万	2013万
同	広島県	尾道市	同	28	4369万	4369万	2933万	2933万
計		3事業主体			1億4244万	1億4244万	6091万	6091万